

指定職制度

— 統計で見る半世紀の変遷 —

星 正彦

(企画調整室)

1. 指定職とは
 - (1) 沿革
 - (2) 適用を受ける職員の範囲
 - (3) 給与決定方法
2. 人数
3. 全俸給表職員総数に占める割合
4. 学歴別・採用試験別
5. 平均年齢
6. 男女比
7. 平均給与月額比
8. 号俸別
9. 省庁別
10. 予算定員及び充足率
11. おわりに

1. 指定職とは

指定職俸給表は、その官職の職務と責任の度が特に高度であり、かつ、一般の職員に適用される扶養手当、住居手当といった属人的な給与がなじまない官職について、職務給の理念に沿って官職毎に給与を定めることが望ましいことから設定された¹。

なお、本稿では、国家公務員法第2条に定める一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員（以下「指定職職員」という。）についてのみ検討することとし、特別職の

¹ 『幹部公務員の給与に関する有識者懇談会報告書』（平成16（2004）年3月31日）74頁

職員については対象としない²。

(1) 沿革

指定職俸給表の設定は、昭和 39 (1964) 年の人事院勧告に盛り込まれ、同年末の第 47 回国会で「一般職の職員の給与に関する法律」(以下「一般職給与法」という。)が改正され、同年 9 月 1 日にさかのぼって実施された。以来、半世紀を超える歴史を有している³。

指定職俸給表の設置の目的について、当時の人事院給与局長は「一般職の最上位に位するような官職というものは、昇給というようなことではなしに、ずばり職務に対して給与が支払われる。戦前もそういう形であったのであります。そういうふうにするのがいいのではないか、一官一給与ということで」⁴と答弁している。

(2) 適用を受ける職員の範囲

現在、指定職職員の範囲については、一般職給与法第 6 条の 2 が定めており、同法別表第 11 指定職俸給表の備考に「この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。」とされている。

同法に基づき人事院規則 9-2 (俸給表の適用範囲) 第 15 条が代表的な官職を定めているが、全体像は、かつては人事院規則 9-42 (指定職俸給表の適用を受ける職員の俸給月額) 及びこれを受けた人事院指令によって個々に定められていた⁵。

平成 26 (2014) 年に内閣官房内閣人事局が発足し、各省幹部職員人事を一元管理することになったことに伴い、官職と号俸の決定権も人事院から内閣総理大臣へと移管され、人事院規則 9-42 は廃止された⁶。ただし、職員の給与決定の基礎となる勤務条件であり、その決定等に当たって労働基本権制約の代償機能が十分に確保される必要があることから、「内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする」と定められ (一般職給与法第 6 条の 2 第 1 項)⁷、毎年度、人事院から内閣総理大臣に対し「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」が提出されている。

² 特別職の職員にも防衛省職員のように指定職俸給表の適用を受ける職員がいる。

³ 指定職俸給表新設の経緯について解説しているものとして、早川征一郎『国家公務員の昇進・キャリア形成』(日本評論社、1997 年) 138 頁以下。

⁴ 第 46 回国会閉会後衆議院社会労働委員会議録第 62 号 9 頁 (昭 39. 10. 1) 人事院給与局長瀧本忠男君答弁

⁵ このように一般職給与法で「人事院規則で定めるもの」と規定しているにもかかわらず、人事院指令に再委任し、国民に見えない形で政府が運用していることに対しては、法律の授権を超えるものではないかとの疑問が呈されていた (第 177 回国会参議院質問第 158 号「国家公務員の指定職及び特別職の俸給に関する質問主意書」磯崎陽輔議員提出 (平 23. 5. 20))。同旨、早川前掲注 3 146 頁。

⁶ なお、一元管理される「幹部職員」とは部長以上の本省内部部局等のポストであり (国家公務員法第 34 条第 1 項第 6 号) (その数は約 600 人である (榎本尚行「行政改革による官邸機能の強化と課題」『立法と調査』第 407 号 (2018. 12) 39 頁))、指定職職員であり職制上の段階は概ね部長相当以上であっても、本省内部部局等以外のポスト (地方支分部局や施設等機関の長等) は含まれない。

⁷ 法改正に至る経緯及び国会論議については政木広行「国家公務員制度改革基本法に基づく内閣による人事管理機能の強化」『立法と調査』第 350 号 (2014. 3) 4 頁以下、政木広行「内閣による人事管理機能の強化と国家公務員の退職管理の一層の適正化のために」『立法と調査』第 302 号 (2010. 3) 10 頁以下参照。

よって、毎年度の同申出を見れば、各省庁においてどの官職が指定職職員となっており、その給与が何号俸であるかがわかる⁸。

なお、制度発足当初に遡って見ると、『昭和 39 年人事院勧告』別表第一備考 1 では「指定職俸給表は、現行の行政職俸給表(一) 1 等級、教育職俸給表(一) 1 等級、研究職俸給表 1 等級および医療職俸給表(一) 1 等級の官職を占める職員に適用する。この場合において、この表の甲の欄に掲げる俸給月額、大学の学長、事務次官、外局の長官その他これらに準ずる職員で人事院規則で定めるものに適用することとし、これらの職員の受ける俸給月額は、人事院規則の定めるところにより、東京大学および京都大学の学長にあつては 7 号俸、北海道大学等 5 大学の学長にあつては 6 号俸、事務次官等にあつては 5 号俸、その他の職員にあつては 4 号俸以下の号俸とする。」とされていた⁹。

また、指定職俸給表はいくつかの号俸に分けられているが、当初は乙 1～9 号俸、甲 1～7 号俸までの 16 段階であった¹⁰が、昭和 49 (1974) 年からは甲乙が一本化され 1～12 号俸までとなった¹¹。平成 16 (2004) 年の国立大学の法人化等に伴い、指定職俸給表創設時の主たる理由であった国立大学の学長が適用対象から外れ、12 号俸(旧甲 7 号俸)対象者がいなくなったことを受け、同号俸を削除する小幅な改編が加えられた。更に下位号俸の適用者が少ないことを受け、平成 18 (2006) 年からは 1～8 号俸までに改編されている¹²。

(3) 給与決定方法

指定職職員の占める官職がいわば行政部内における最高の職又はこれに準ずるもので、民間企業でいえば役員の職に相当するものであることから¹³、額の決定に当たっては「民間企業の役員報酬を参考としながら、行政職俸給表(一)の改定状況との均衡等を考慮しながら行うということを基本にしてきている」¹⁴。

指定職俸給表の俸給月額はそれぞれの官職ごとに定められているため、いわゆる定期昇

⁸ 直近の平成 31 年度については、<<https://www.jinji.go.jp/gaisannkyuubetu/31teisuuhyou.pdf>> (以下、本稿における URL の最終アクセス日はいずれも平成 31 年 4 月 16 日)。なお、一般職給与法第 6 条の 2 第 1 項から除外されている会計検査院と人事院については、<http://www.jinji.go.jp/gaisannkyuubetu/31teisuuhyou_kaikeikensain_jinjiin.pdf>。

⁹ 人事院「給与に関する報告、勧告の概要」(昭和 39 年 8 月 12 日)にはその他の号俸の適用例として、甲 4 号俸「一橋大学、東京工業大学等 11 大学の学長」、甲 3 号俸「弘前大学、東京医科歯科大学等 7 大学の学長および国税庁長官、特許庁長官等の外局の長官」、甲 1 号俸「その他の大学の学長および別に定める特に大規模の研究所長、病院長」が挙げられており、当時としては、中央省庁の職員と言うよりも、主に国立大学の学長の号俸を定める狙いがあったことがうかがわれる。

¹⁰ 「指定職俸給表の甲の欄に掲げる俸給月額の適用を受ける職員には、俸給の特別調整額、扶養手当および勤勉手当は支給しないものとする。」(『昭和 39 年人事院勧告』別表第一備考 2)とされた一方、乙の職員にはこれらの給与も支給されることとなっており、乙は行政職俸給表(一)との過渡的なものとされた。

¹¹ 乙 1～乙 6 号俸が新 1～6 号俸に、当時の乙の最高号俸 7 号俸(昭和 46 年に乙 8、乙 9 号俸は廃止された。)と甲 1 号俸がまとめられ新 7 号俸に、甲 2 号俸と甲 3 号俸がまとめられ新 8 号俸に、甲 4～甲 7 号俸が新 9～12 号俸になった(『昭和 48 年人事院勧告』別記第二切替要領別表第二)。

¹² 旧 1～4 号俸が新 1 号俸にまとめられた(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 113 号)附則別表第 4 指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表(附則第 7 条関係))。

¹³ 尾崎朝夷、清水秀雄、森園幸男『公務員給与法精義 第 3 次全訂増補版』(学陽書房、2004 年) 130、131 頁。なお、人事行政研究所編『俸給関係質疑応答集〔第 12 次全訂版〕』(学陽書房、2018 年) 8 頁、西尾隆『行政学叢書 11 公務員制』(東京大学出版会、2018 年) 128 頁参照。

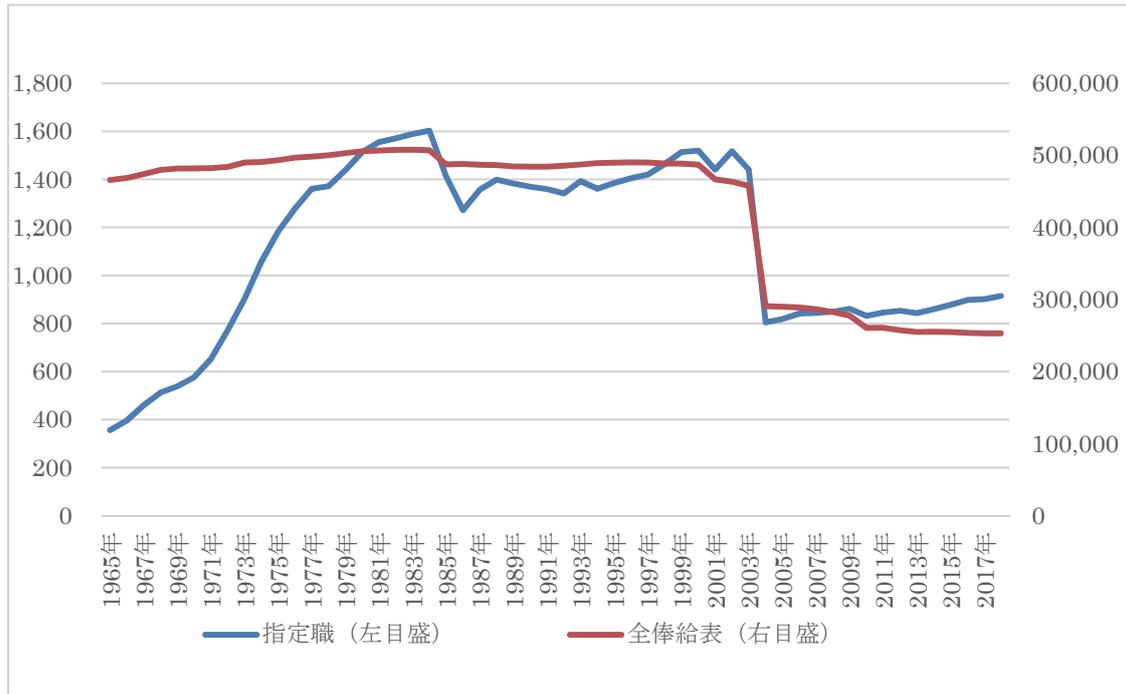
¹⁴ 第 187 回国会参議院内閣委員会会議録第 8 号 6 頁(平 26. 11. 11) 人事院事務総局給与局長古屋浩明君答弁。

給をする仕組みがない¹⁵。また、指定職職員が適用除外となる属人的な給与は一般職給与法第19条の8第1項が定めている¹⁶。

2. 人数

指定職俸給表設定以来の各年の指定職職員数について、国家公務員給与等実態調査¹⁷を基にグラフにしたものが図1である。

図1 指定職職員と全俸給表職員の人数



(出所) 各年度の人事院勧告参考資料、人事院の年次報告書及び国家公務員給与等実態調査より作成

¹⁵ 第183回国会衆議院総務委員会議録第3号19頁(平25.3.19)総務大臣新藤義孝君答弁。第183回国会参議院総務委員会議録第14号9頁(平25.6.13)総務省人事・恩給局長笹島誉行君答弁。

¹⁶ 第57回国会参議院内閣委員会議録第3号(昭42.12.21)5~8頁参照。なお、従来は、指定職職員は優秀な人事評価を得ることが当然であることから、勤勉手当のような勤務成績の評価を基礎とする手当は支給しないこととし、これらをすべて包含して俸給そのもので考慮することが適当であるとされていたが、「国家公務員制度改革基本法において、幹部職員等の給与について、能力、実績に応じた弾力的なものとするための措置を講じることが求められておりまして、ちょうどこの人事評価制度が始まって、これは指定職職員も除かないで、指定職職員も人事評価制度の対象になるということでございますので、今回そのように指定職の職員のボーナスについても勤務実績を適切に反映させることができるようにしろという人事院の勧告を受け入れまして、いわゆる今までは期末特別手当一本であったものを、期末・勤勉手当といって、勤勉手当の方がちょっと割合が大きいんですが、勤勉手当部分を導入したということでございます……指定職まで業績を見ようと、こういうふうにしたということでございます。」(第171回国会参議院総務委員会議録第18号16頁(平21.5.28)総務大臣鳩山邦夫君答弁)

¹⁷ 人事院が実施している国家公務員給与等実態調査は、人事行政の基礎資料を得ることを目的として、一般職給与法等の適用を受ける一般職の国家公務員について、毎年4月1日現在の人員及び給与等の実態を把握するものである。調査結果は、毎年8月に行われる人事院勧告の基礎資料として活用されている。以下、統計データの出典につき特段の言及のないものは、各年度の同調査及び同調査を基に作成された人事院勧告の参考資料、人事院の年次報告書に依拠したものである。

設定後初の調査となった昭和 40（1965）年は 356 人であったが、その後急激に数を増やし、ピークの昭和 59（1984）年には 1,603 人となった。

このように数が増えていった背景として、当初は事務次官や重要局長のみを指定職とし、その他の局長や部長は行政職俸給表（一）の 1 等級にしており、局長級の中でも俸給表の分断があったため、順次これら 1 等級の局長らも指定職に繰り入れていったという事情がある¹⁸。

しかし、局長級を指定職に繰り入れるために生じたこの急激な増加に対しては制度発足当初から疑問が呈されており、「局長が二つの俸給表に別れてしまった……行政職の俸給表の 1 等級に局長がおる。ところが、指定職俸給表の中にまた局長の半数近いものがここにおる」¹⁹、「本年はどのくらいふえる見通しですか。ほとんど局長は全部入れるという話ですが、入れなければ不均等でしょう。どだい、管理職手当から何から全部本俸に入っているのですからね。そうすると、退職金がたいへんな違いですからね、あの指定職俸給表に入るか入らぬかは。いまでも私はそういう話をよくする。退職金が違いますよ。恩給がたいへんな違いになってくる。だから、非常に不均等だから、局長は指定職俸給表に入れるという考え方が去年あたりからあるわけですが、本年さらにこの三百九十六人からもっと大幅に五百人くらいになるのじゃないかと私は見ている」²⁰、「四十年に指定職俸給表の在籍人員というのが出てくるわけですけども、それから七年たって、八年ぐらいになりますか、七年たっているわけですね。それで約二倍にふえてますね。非常にわれもわれもと指定職俸給表の中にもぐり込んだという感じを与えている」²¹、「指定職俸給表なんぞはもう三倍になりましたよ。発足したときは四百人内外でした。いまや千四百人ぐらいになっています。」²²と批判された。

昭和 60（1985）年に前年から 191 人減と大きく減少したのは、同年 3 月 31 日に国家公務員に 60 歳定年制度が導入されたことが大きく影響しているものと思われ、指定職職員の平均年齢も前年の 58.0 歳から 56.8 歳へと若返っており、全俸給表職員総数も 507,179 人から 487,417 人へと減少している。

その後、再び徐々に増加し、平成 12（2000）年に 1,520 人となったが、平成 13（2001）年 1 月 6 日に実施された中央省庁再編に伴い同年には 1,441 人に減じ、更に平成 16（2004）年 4 月 1 日に実施された国立学校の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行により、同年は 805 人と前年から 636 人も減少（前年比 44.1%減）した（後述 9. 参照。なお、全俸給表職員総数も 457,920 人から 290,609 人へと大きく減少している）。

特徴的なのはその後の動向であり、全俸給表職員総数はその後も微減傾向にあるのに対し、指定職職員数は増加傾向にあり、平成 30（2018）年には 915 人と、14 年間で 110 人増加している。

¹⁸ 第 59 回国会参議院内閣委員会会議録第 2 号 18～20 頁（昭 43.8.8）参照

¹⁹ 第 46 回国会閉会後参議院内閣委員会会議録第 2 号 3 頁（昭 39.8.14）鶴園哲夫委員質疑

²⁰ 第 55 回国会参議院内閣委員会会議録第 5 号 17 頁（昭 42.4.20）鶴園哲夫委員質疑

²¹ 第 71 回国会参議院内閣委員会会議録第 6 号 8 頁（昭 48.4.12）鶴園哲夫委員質疑

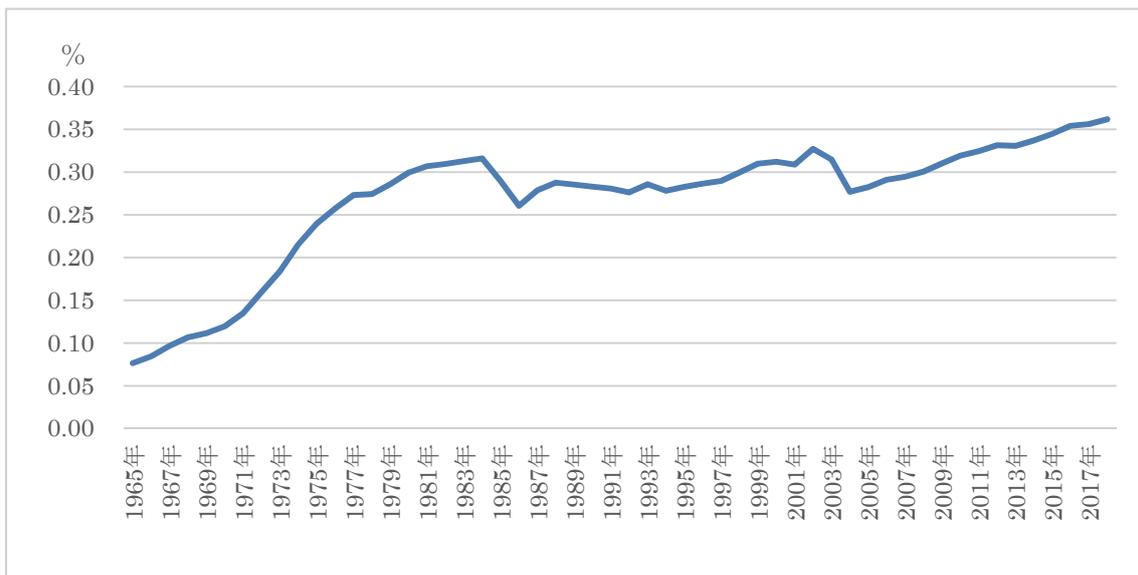
²² 第 85 回国会参議院内閣委員会会議録第 3 号 6 頁（昭 53.10.19）山崎昇委員質疑。なお、第 75 回国会衆議院内閣委員会会議録第 31 号 20 頁（昭 50.7.30）大出俊委員質疑も同旨。

3. 全俸給表職員総数に占める割合

全俸給表職員総数に占める指定職職員の比率（図2）を見ると、いずれの時期を見ても1%を大きく割っており、指定職職員は非常に限られた人数であることがわかる。

図1で落ち込んだ時期に合わせて比率が落ち込んだものの、ほぼ右肩上がりの動きを示している。1980年代からは0.3%前後で推移していたが、平成16（2004）年に一旦落ち込んでからは増加を続け、平成30（2018）年には0.36%となっている。

図2 全俸給表職員総数に占める指定職職員の比率



（出所）各年度の人事院勧告参考資料、人事院の年次報告書及び国家公務員給与等実態調査より作成

4. 学歴別・採用試験別

指定職職員の場合、制度発足当初から大学卒がほぼ9割台の後半を占めており、近時は99%が大学卒となっている。短大卒は、最も比率の高かった昭和54（1979）年でも4.2%、近時は0.2%程度で推移している。高校卒は、最も比率の高かった平成10（1998）年で1.3%、近時は0.7%程度で推移している。中学卒は平成16（2004）年以降いない。直近の平成30（2018）年では大学卒99.1%、短大卒0.2%、高校卒0.7%、中学卒なしとなっている。

参考までに全俸給表では、昭和40（1965）年、大学卒13.9%、短大卒11.1%、高校卒50.4%、中学卒24.6%だったものが、平成30（2018）年はそれぞれ53.3%、13.9%、32.7%、0.1%となっており、大学卒が増えた一方、高校卒、中学卒が減少している。

なお、指定職職員がどの採用試験で採用された者であるかにつき、最新のものである平成29（2017）年度における一般職の国家公務員の任用状況調査²³で見ると、Ⅰ種等が95.5%、Ⅱ種等なし、Ⅲ種等2.4%、上級乙種等0.9%、中級等1.3%となっている。

²³ 一般職の国家公務員の任用状況調査は、一般職の国家公務員の任用状況等の実態を把握し、今後の任用施策等人事行政全般の検討に資するために、国家公務員法第17条に基づき人事院が実施している。なお、同じく人事院が実施している国家公務員給与等実態調査と、同じ年についてであっても人数は一致していない。

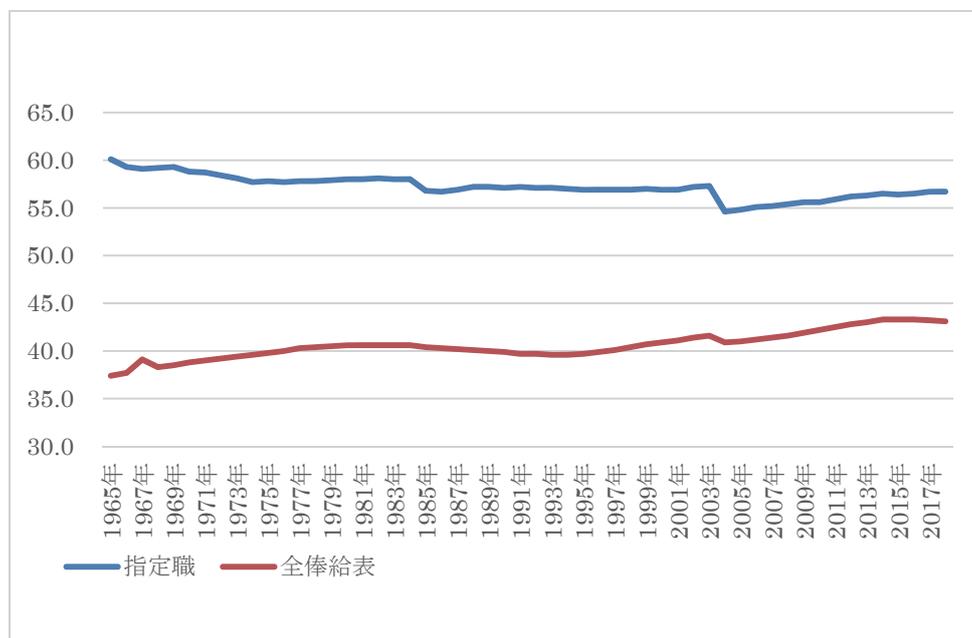
5. 平均年齢

指定職職員の平均年齢は、昭和 40 (1965) 年には 60.1 歳であったが、徐々に低下し 57～58 歳で推移した (図 3)。その後、既述のように昭和 60 (1985) 年の 60 歳定年制導入により、前年の 58.0 歳から 56.8 歳へと若返り、以後 56～57 歳で推移した。

次の大きな変化は平成 16 (2004) 年で、54.6 歳と前年より 2.7 歳急激に若返っている。これは、同年 4 月 1 日に実施された国立学校の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行により、大学教員や医師が抜けたことに起因するものと思われる。

その後、再び平均年齢は徐々に上がってきており、平成 30 (2018) 年は 56.7 歳となっている。

図 3 指定職職員と全俸給表職員の平均年齢



(出所) 各年度の人事院勧告参考資料、人事院の年次報告書及び国家公務員給与等実態調査より作成

なお、全俸給表職員の平均年齢と比べると、当然のことながら、高位の職である指定職職員の平均年齢のほうがはるかに高いが、その差は徐々に縮まってきており、昭和 40 (1965) 年には 22.7 歳差あったものが、直近の平成 30 (2018) 年には 13.6 歳差となっている。

一般職国家公務員在職状況統計表²⁴は、平成 27 (2015) 年以降、省庁別、俸給別、年齢区分別在職者数を公表しているが、その指定職俸給表部分を見ると、この 4 年間で 45～49

²⁴ 内閣官房内閣人事局が公表している。この統計表は、人事統計報告に関する政令 (昭和 41 年政令第 12 号) に基づき作成される職員の在職関係に関する統計報告のうち、常勤職員在職状況統計報告、検察官在職状況統計報告、再任用職員在職状況統計報告、常勤労務者等在職状況統計報告、休職状況統計報告及び非常勤職員在職状況統計報告について集計しており、近年は、毎年 7 月 1 日現在のものが公表されている。指定職職員についての統計は、常勤職員在職状況統計報告に記載されている。なお、人事院が実施している国家公務員給与等実態調査 (4 月 1 日現在) とは調査時点が異なるので、同じ年についてであっても両統計間で人数は一致しない。

歳²⁵の職員が存在したのは平成 27 (2015) 年の厚生労働省 1 人のみであった。一方、60 歳以上の職員も 11~15%存在している。この 4 年間継続して 65 歳以上の職員がいた省庁は、厚生労働省と国土交通省であった。

また、平成 29 (2017) 年度における一般職の国家公務員の任用状況調査から同年度の指定職の離職者総数 282 人の離職理由を見ると、60 歳定年退職 36 人 (12.8%)、65 歳定年退職 3 人 (1.1%)、勤務延長の期限到来 8 人 (2.8%)、辞職 234 人 (83.0%)、死亡 1 人 (0.4%) となっている。

以上のことから、定年が 60 歳であるにも関わらず (国家公務員法第 81 条の 2 第 1 項)、60 歳以上の指定職職員が一定数存在している理由としては、一般職国家公務員在職状況統計表が注記のように 9 月先の年齢での統計となっているため 7 月 1 日現在では定年前 (60 歳未満) の職員がカウントされていたこと、また、一般職の国家公務員の任用状況調査の離職理由から明らかなように、国家公務員法第 81 条の 2 第 2 項により定年年齢が 60 歳以上となっている職に就いている職員、同法第 81 条の 3 による退職の特例 (いわゆる勤務延長) が適用された職員がいたことが挙げられる。

平成 29 (2017) 年度における一般職の国家公務員の任用状況調査の辞職者 234 人には、辞職後に「特・地・公等」(すなわち特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、国立大学法人又は大学共同利用機関法人に属する職及び公庫、公団又は事業団等の国との人事交流の対象となっている法人に属する職) に就いた者も含まれている。「特・地・公等を除く」(すなわち退職手当の支給を受けず辞職後これらの職へ引き続き就いた場合を除いた) 辞職者は 161 人 (辞職者のうち 68.8%、離職者総数の 57.1%) であった。よって、73 人 (離職者総数の 25.9%) は、指定職の職を辞した後、引き続き「特・地・公等」において勤務を続けていることがわかる。

「特・地・公等を除く」辞職者、すなわち公務員の世界から離れたであろうと思われる²⁶退職者 161 人の年齢階層別内訳は、50~54 歳 2 人 (1.2%)、55~59 歳 114 人 (70.8%)、60~64 歳 44 人 (27.3%)、65 歳以上 1 人 (0.6%) となっている²⁷。

なお、指定職職員としての平均在職年数がわかる資料はなかった。

各省庁は「早期退職慣行の是正について (平成 14 年 12 月 17 日閣僚懇談会申合せ)」に基づき、I 種相当の幹部職員の平均勸奨退職年齢を 3 歳以上高くすることを目標として早期退職慣行の是正に取り組んでいたところであるが、「早期退職慣行の是正について」(内閣官房・総務省 平成 21 (2009) 年 4 月 28 日)において「政府全体としては、同申合せの目標は概ね達成されたと考えられる。」と結論づけた²⁸。この点につき、平均年齢の推移

²⁵ 7 月 1 日現在調べであるが、年齢区分については翌年 4 月 1 日現在によるとなっている点に注意を要する。

²⁶ 通常、ある省庁を退職し、当日又はその翌日に別の省庁に採用された場合には、前の省庁では退職手当が支給されず、退職手当は次の省庁で合算されることになる (国家公務員退職手当法第 7 条第 3 項)。前の省庁を退職手当の支給を受けて退職し、あえて 1 日以上置いて別の省庁で採用されるという人事交流もなされているようであり、このような場合は「特・地・公等を除く」辞職者としてカウントされることになる。このような者は「公務員の世界から離れた」とは言い難いが、何人含まれているかは不明である。

²⁷ 一般職の国家公務員の任用状況調査において「特・地・公等を除く」辞職者の年齢階層別内訳が公表されたのは平成 29 (2017) 年度版からである。

²⁸ その理由として、①各府省における取組開始時点における平均勸奨退職年齢は一部の省庁を除き 54 歳未満

がそのまま退職年齢の推移と連動するわけではないが、図3を見るとおり指定職職員の平均年齢は平成14(2002)年の57.2歳から平成16(2004)年に54.6歳と落ち込み(その理由は上述のとおり)、上記発表のあった平成21(2009)年に55.6歳、平成30(2018)年は56.7歳となっており、平成16年と比較して2.1歳上昇しただけに過ぎず、加えて「特・地・公等を除く」辞職者が離職者総数の57.1%を占めるということは、いまだに早期退職慣行が残っていることを示すものと思われる²⁹。

さらに退職者のすべてが再就職しているとは限らないが、早期退職慣行と関連して問題となるのが退職後の再就職先の問題、いわゆる天下り問題である。国家公務員の再就職等に関する規制(いわゆる天下り規制)を定めた改正国家公務員法が施行されたのは平成20(2008)年12月31日であるが、図3を見ても、平均年齢が上昇傾向にある点について、この前後で顕著な変化は見られない。よって、天下り規制がネックになって退職しなかった(指定職で留まっていた)指定職職員がいたという状況は見られない。

6. 男女比

昭和41(1966)年～44(1969)年にかけて、指定職の女性職員がいない時代があったが、その後は微々たるものではあるが増加してきており(後述の全俸給表のような平成16(2004)年の落ち込みは見られない。)、平成30(2018)年には4%となっている(図4)。

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、2025年度末までの「基本的な考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定した(平成27(2015)年12月25日)が、この中で、国家公務員の各役職段階に占める女性の割合のうち指定職相当について、平成27(2015)年11月現在3.0%であるものを平成32(2020)年度末5%にするとの目標を掲げている³⁰。安倍内閣では、「女性活躍」を政府の最重要課題としており、同目標達成のため女性職員の登用が進んできたものと思われる。

なお、全俸給表で見ると、昭和40年代から女性職員はほぼ2割いたが、平成16(2004)年の国立学校の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行により15%へと急落し³¹、その後女性比率が回復しているとは言えるものの、現時点でもまだ2割には届いていない。

の水準であったが、取組終了時点において、同年齢はすべての府省において55歳半ばから59歳近くの水準にまで引き上げられたこと、②取組開始時点の平均勸奨退職年齢が元々55歳を超えている省庁については、引上幅が3歳に満たないものの、取組終了時点の同年齢が57歳半ばから59歳近くに達していること、を挙げている。

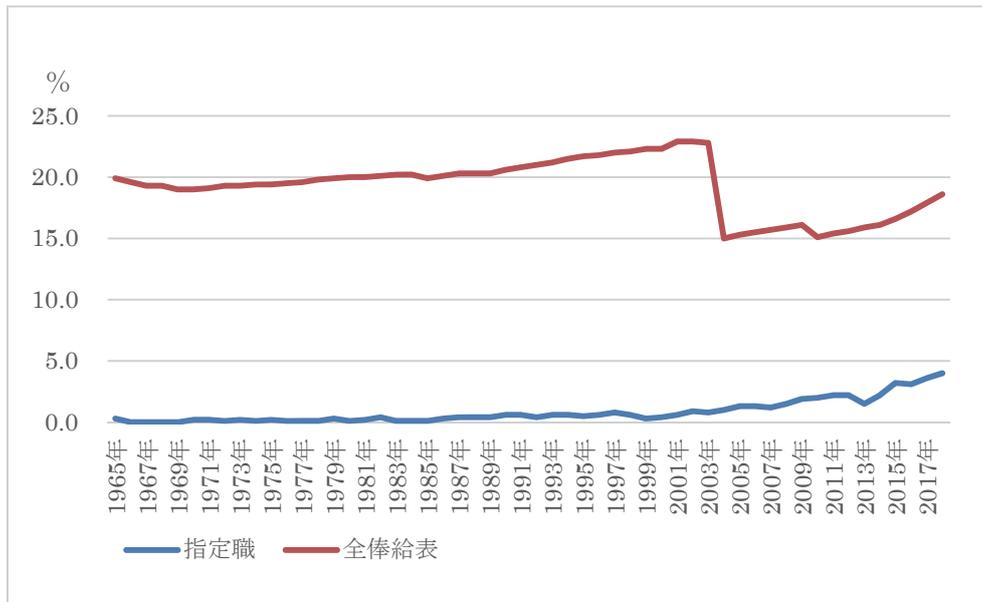
²⁹ 早期退職慣行と密接に関連していた勸奨退職制度は、国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第158号)により廃止され、平成25(2013)年11月からは、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的として、45歳以上(定年が60歳の場合)の職員で早期退職の募集に応じ認定を受けた者(応募認定退職者)を対象に、自己都合退職よりも割り増しされた退職手当を支給する早期退職募集制度が導入された。内閣官房内閣人事局の発表する退職手当の支給状況(平成29年度<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/files/sikyu_jokyo29.pdf>)を見ると、応募認定退職者のうち平均支給額を大幅に上回る支給を受けている例、すなわち指定職職員が同制度を活用したと思われる例が見受けられる。

³⁰ 同計画13頁<http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-02.pdf>。なお、この目標には特別職である防衛省職員も含まれている(同19頁参照)。

³¹ 国立学校の教員、国立病院の看護師等に女性職員の比率が高かったことによると推察される。

一般職国家公務員在職状況統計表は平成 27 (2015) 年以降、省庁別、俸給別、男女別在職者数を公表しているが、その指定職俸給表部分を見ると、この 4 年間で女性職員数は 28 人から 38 人へと増加している。各年とも最も指定職の女性職員数が多いのは厚生労働省であり、直近の平成 30 (2018) 年には 9 人となっている。

図 4 指定職職員と全俸給表職員の女性比率



(出所) 各年度の人事院勧告参考資料、人事院の年次報告書及び国家公務員給与等実態調査より作成

7. 平均給与月額比

人事院勧告の参考資料に指定職職員の平均給与月額が示されるようになった昭和 63 (1988) 年以降の指定職職員の平均給与月額と全俸給表職員の平均給与月額の比率を見ると(図 5)、平成 4 (1992) 年の 2.95 倍から徐々に縮まり、平成 30 (2018) 年には 2.46 倍となっている。

これは、近年行われている、世代間の給与配分の見直しによるものである。すなわち、50 歳台後半層では公務員給与が民間給与を上回っていることから、同年齢層に当たる全俸給表の水準を引き下げてきているが、指定職俸給表は 5. に示したようにまさにこの年齢層が過半を占める俸給表である。また、最近 5 年間(平成 26 (2014) ~30 (2018) 年)について見ると、他の俸給表職員については 5 年連続で引き上げられた一方、指定職俸給表の引上げは平成 27 (2015) 年の勧告に基づく 1 回だけである。

図5 指定職職員と全俸給表職員の平均給与月額比



(出所) 各年度の人事院勧告参考資料、人事院の年次報告書及び国家公務員給与等実態調査より作成

8. 号俸別

指定職俸給表の号俸は、昭和 48 (1973) 年と平成 18 (2006) 年に大きく変更されているが³²、このうち指定職俸給表が甲と乙に分かれていた昭和 48 (1973) 年以前については、1. で述べたように、局長の一部もまだ行政職俸給表(一)に含まれていたなど、現在の扱いとかなり異なっていたため、単純に比較することは妥当でない。

そこで、昭和 49 (1974) 年以降について、号俸別の人数比を見てみることにする(図 6)。現在、指定職俸給表は 1～8 号俸に分かれているが、1～3 号俸「本府省の局次長、部長、審議官、外局の次長」級(同図の A)、4～5 号俸「本府省の局長」級(同 B)、6 号俸「外局の長官」級(同 C)、7 号俸「内閣府審議官等」のいわゆる省名審議官級(同 D)、8 号俸「事務次官」級(同 E)となっている³³(なお、東京大学・京都大学の学長のみにも適用されていた 12 号俸(当時)は平成 16 (2004) 年に削除されたが、これを F とした)。

同図を見ると、「本府省の局長」級(B)が平成 3 (1991) 年から平成 15 (2003) 年までの間 30%を超えていた時期があったが、それ以外の時期は A～F の比率はほぼ変化なく推移しており、直近の平成 30 (2018) 年の比率、「本府省の局次長、部長、審議官、外局の次長」級(A) 67.5%、「本府省の局長」級(B) 25.5%、「外局の長官」級(C) 2.2%、「内閣府審議官等」のいわゆる省名審議官級(D) 2.7%、「事務次官」級(E) 2.1%とほぼ変わらない。

人数で見ると、平成 13 (2001) 年の中央省庁再編を境に「事務次官」級(E)が平成 12 (2000) 年の 35 人から翌 13 (2001) 年には 23 人へと減った(直近の平成 30 (2018) 年は

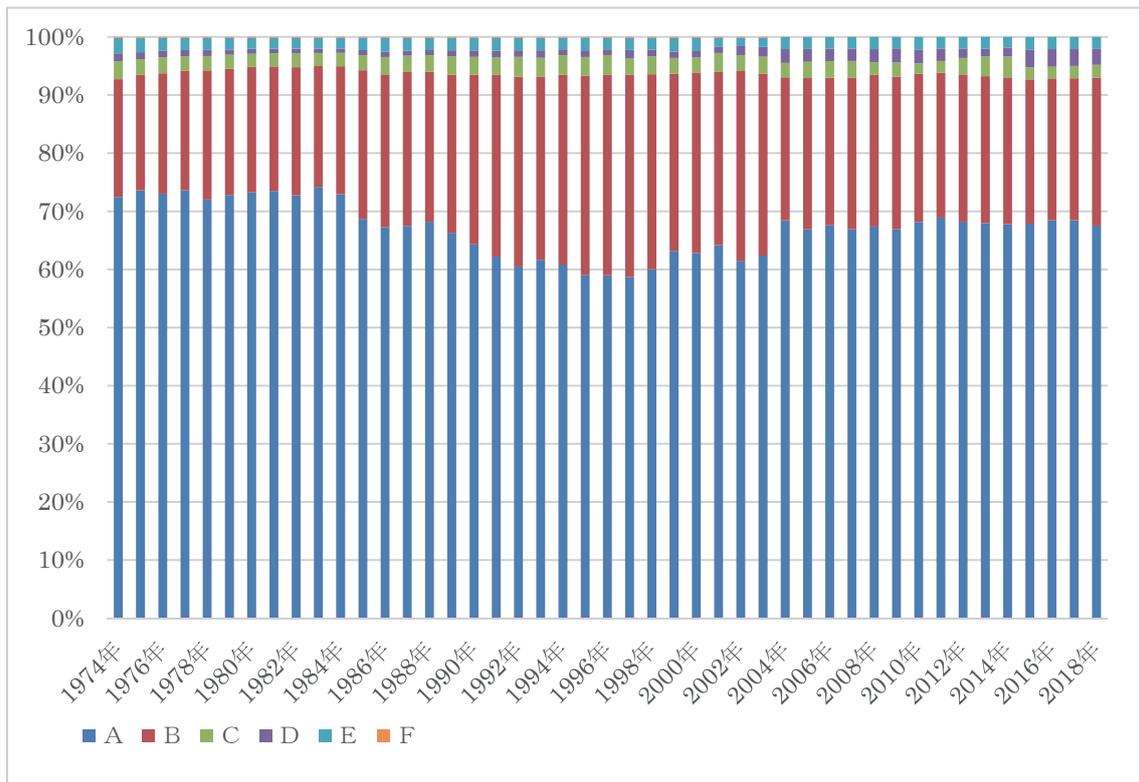
³² 前掲注 11、12 参照

³³ 内閣官房内閣人事局『国家公務員の給与(平成 30 年版)』15 頁

19人³⁴⁾が、その一方で「内閣府審議官等」のいわゆる省名審議官級(D)は平成12(2000)年の17人から平成14(2002)年には24人へと増えている(直近の平成30(2018)年は25人)。

また、「本府省の局長」級(B)について、現在の号俸となった平成18(2006)年との比較で見ると、その間にそれぞれ増減はあるものの、4号俸は平成18(2006)年の143人から直近の平成30(2018)年は146人とあまり増えていない一方、重要局長である5号俸のほうは70人から87人へと徐々に数が増える傾向にあると見ることができる。

図6 号俸別人数比



(出所) 各年度の人事院勧告参考資料より作成

9. 省庁別

人事院が実施している国家公務員給与等実態調査、一般職の国家公務員の任用状況調査には省庁別の指定職職員数についての統計はないが、内閣官房内閣人事局の一般職国家公務員在職状況統計表に省庁別の指定職職員数の表が載っている。過去10年間の省庁別の

³⁴⁾ 19人の内訳は、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制局次長、内閣府事務次官、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、復興庁事務次官、総務省事務次官、法務省事務次官、外務省事務次官、財務省事務次官、文部科学省事務次官、厚生労働省事務次官、農林水産省事務次官、経済産業省事務次官、国土交通省事務次官及び環境省事務次官である(人事院総裁から内閣総理大臣宛「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」(平成30年3月29日)及び「会計検査院及び人事院の職員の級別定数等」(平成30年度)〈http://www.jinji.go.jp/kyuuyo/ikennomoushide_index.htm〉)。

指定職職員数の推移は下表（次頁）のとおりである。

過去 10 年間で、ほぼ指定職職員数が変わらない省庁もある一方、5 人以上増加しているのは内閣官房（23 人→56 人）、内閣府（57 人→65 人）、法務省（24 人→32 人）、財務省（49 人→57 人）であり、5 人以上減少しているのは厚生労働省（96 人→70 人）、総務省（59 人→52 人）、外務省（60 人→53 人）である。

内閣官房と内閣府は指定職職員数が増えている省庁の代表格であるが、内閣機能の強化のためという中央省庁再編以来の目的を達成するためには人員配置の充実が必要不可欠なものである³⁵一方、内閣官房と内閣府の双方で類似した業務もあることから、業務の見直しについて閣議決定³⁶及び国家行政組織法等の改正（平成 27 年法律第 66 号）がなされてきたところである³⁷。しかしながら、その後においても引き続き役割の再整理の必要性について指摘されている³⁸。例えば、地方創生について見てみると、内閣官房に地方創生の企画・立案、総合調整を担う「まち・ひと・しごと創生本部事務局」が置かれ、平成 31（2019）年度予算において「まち・ひと・しごと創生本部事務局の地方創生総括官」（7 号俸）がいる一方、内閣府にも地方創生に関する法律・予算・制度の運用を担う「地方創生推進事務局」が置かれ、「事務局長」（7 号俸）がいる³⁹。

参考までに、表には中央省庁再編直前の平成 12（2000）年の省庁別の指定職職員数も掲載した。国立学校の法人化前であるため、文部省が非常に多かったことがわかる。

10. 予算定員及び充足率

平成 28（2016）年度以降の指定職職員の予算定員を見ると、996 人、1,002 人、1,010 人、1,023 人となっており、平成 29（2015）年度には 1,000 人の大台を超えている。

一般職国家公務員在職状況統計表ベースで各年の充足率を見ると 94.0%、93.7%、92.0%となっている。毎年 100%となっている省庁もある一方、財務省、文部科学省のように例年 100%を超えているところもある。ただし、両省とも外局（財務省の場合国税庁、文部科学省の場合スポーツ庁、文化庁）と併せて見れば、外局のほうは充足率が低いので、トータルで見れば定員の範囲内に収まっている。

また、7～8 割程度で推移している省庁もある。ただし、このうち例年 75%程度に見える内閣官房については特徴的な定員の定めとなっている点に注意を要する。平成 30（2018）年度の内閣官房の指定職職員の定員は 74 となっているが、60 認められている内閣審議官のうち 47 は中央省庁等改革基本法第 9 条第 3 項の規定による内閣官房の定数管理の柔軟化措置のための人員であり⁴⁰、内閣総理大臣が特に認める場合に置かれるものとされてい

³⁵ 参考文献として五十嵐吉郎「内閣官房、内閣府の現在」『立法と調査』第 347 号（2013.12）54 頁以下。

³⁶ 「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成 27 年 1 月 27 日 閣議決定）

³⁷ 瀬戸山順一「内閣官房・内閣府の業務のスリム化」『立法と調査』第 364 号（2015.5）3 頁以下

³⁸ 榎本前掲注 6 44 頁

³⁹ 人事院総裁から内閣総理大臣宛「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」（平成 31 年 3 月 28 日）

⁴⁰ 「平成 30 年度一般会計予算」（いわゆる予算書）302 頁備考 1 及び人事院総裁から内閣総理大臣宛「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」（平成 30 年 3 月 29 日）1 頁

表 省庁別指定職員の在職者数

《参考》省庁再編以前

省庁名	2000	省庁名	備考	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
会計検査院	19	会計検査院		21	21	21	21	21	21	21	21	100.0%	22	100.0%
人事院	21	人事院		18	17	19	18	17	17	16	18	85.7%	17	81.0%
内閣	11	内閣		23	26	33	30	35	46	49	56	75.7%	54	74.0%
内閣法制局	5	内閣法制局		5	4	5	6	6	5	5	5	83.3%	5	83.3%
総理府	13	内閣官房		57	53	54	53	56	57	62	63	98.4%	65	97.0%
公正取引委員会	9	公正取引委員会		8	8	8	8	8	8	8	8	100.0%	8	100.0%
警察庁	56	警察庁		11	11	11	11	11	10	11	11	100.0%	11	100.0%
公害等調整委員会	2	公害等調整委員会		66	68	67	68	65	64	66	65	94.2%	66	95.7%
金融再生委員会	2	金融再生委員会		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮内庁	8	宮内庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総務庁	25	総務庁		14	15	15	14	14	14	14	16	100.0%	16	100.0%
北海道開発庁	9	北海道開発庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経済企画庁	18	経済企画庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学技術庁	21	科学技術庁		59	61	59	61	60	56	56	55	98.2%	57	101.8%
環境庁	13	環境庁		2	2	2	2	2	1	2	2	100.0%	2	100.0%
沖縄開発庁	5	沖縄開発庁		6	5	5	5	5	5	5	5	83.3%	5	83.3%
国土庁	20	国土庁		24	25	25	24	23	25	24	28	68.3%	30	71.4%
金融庁	11	金融庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛施設庁	1	防衛施設庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法務省	18	法務省		6	7	7	6	7	8	8	7	70.0%	7	70.0%
公安調査庁	5	公安調査庁		60	61	57	58	56	57	57	63	98.4%	59	92.2%
外務省	61	外務省		49	55	52	60	53	65	59	57	105.6%	59	107.3%
大蔵省	50	大蔵省		16	21	21	17	21	23	21	20	71.4%	20	71.4%
国税庁	15	国税庁		27	31	30	29	29	28	26	27	103.8%	28	107.7%
文部省	760	文部省		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文化庁	15	文化庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生省	135	厚生省		96	71	70	69	69	69	72	70	95.9%	71	97.3%
社会保険庁	5	社会保険庁		3	3	3	3	3	3	3	3	100.0%	2	66.7%
農林水産省	53	農林水産省		41	41	41	41	42	41	41	44	100.0%	45	102.3%
食糧庁	4	食糧庁		4	4	4	4	4	4	4	4	100.0%	4	100.0%
林野庁	5	林野庁		7	7	6	7	7	7	7	7	100.0%	7	100.0%
水産庁	10	水産庁		46	47	44	45	49	49	44	47	97.9%	48	100.0%
通商産業省	42	通商産業省		11	11	11	10	6	5	5	3	60.0%	4	80.0%
工業技術院	26	工業技術院		10	10	10	10	8	9	10	10	100.0%	10	100.0%
資源エネルギー庁	6	資源エネルギー庁		4	4	4	4	3	4	4	4	100.0%	3	75.0%
特許庁	9	特許庁		119	119	118	117	116	116	118	120	100.0%	118	98.3%
中小企業庁	5	中小企業庁		4	3	3	4	4	4	4	4	100.0%	4	100.0%
運輸省	55	運輸省		4	3	3	4	4	4	4	4	100.0%	4	100.0%
船員労働委員会	1	船員労働委員会		13	13	13	14	14	14	14	14	100.0%	14	100.0%
海上保安庁	14	海上保安庁		2	2	2	2	2	2	2	2	100.0%	2	100.0%
海難審判庁	3	海難審判庁		17	17	18	18	19	18	19	20	100.0%	20	100.0%
気象庁	11	気象庁		17	16	18	18	18	19	19	20	100.0%	20	100.0%
郵政省	15	郵政省		—	—	—	—	7	9	8	9	100.0%	9	100.0%
労働省	29	労働省		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央労働委員会	3	中央労働委員会		877	868	862	870	883	908	911	936	94.0%	939	93.7%
建設省	40	建設省		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自治省	14	自治省		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消防庁	5	消防庁		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	1683	合計		877	868	862	870	883	908	911	936	94.0%	939	93.7%

※上段は各年度の在職者数及び充足率、下段は各年度の予算定員
 ※各年度の予算定員のうち、内閣官房47、内閣府2は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする（各年度共通）

(出所) 各年度の一般職国家公務員在職状況統計表、予算書より作成

る。よって、47 すべていなかったと仮定した場合の内閣官房の指定職職員の定員は 27 であり、平成 30 (2018) 年度の実員は 56 いたので、少なくとも 29 の内閣審議官が内閣総理大臣が特に認めるものとして置かれていたということになる⁴¹。なお、同様の措置は内閣府にもあり、内閣府本府の定数管理の柔軟化措置のための人員として大臣官房審議官 2 は内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとされている。

なお、令和元 (2019) 年度の指定職職員の予算定員は 1,023 人と前年度に比べ 13 人増えているが、法務省に出入国在留管理庁 9 人が新設され、内閣府にカジノ管理委員会 4 人が新設される予定であることがその主な理由である。また、財務省の決裁文書改ざんなど公文書管理を巡る問題を受けて、公文書管理体制の強化のため各府省に審議官級の公文書監理官を置くこととなったが、他の役職を振り替えて対応している府省が多い一方、厚生労働省、国土交通省のように純増となっている省もある⁴²。

11. おわりに

各省審議官級以上の職員に適用されている指定職俸給表については、対象者数が一般職国家公務員全体の 0.3%程度と非常に限られていることから、国会論議でその在り方について採り上げられることは稀であるとともに、学説において論考されることも少ない。

本稿執筆の発端は、近年、指定職職員数が増えているのではないかとの疑念にあったが、実数、予算定員ともに増えていることが裏付けられた。ただし、早期退職慣行の是正や天下り規制そのものがその直接的な要因になっているとは言い難いということも判明した。また、重要政策について内閣に設置された各種本部の事務局が置かれている内閣官房は、定数管理の柔軟化措置という特殊な運用がなされる中で指定職職員の実数が増えているが、内閣府の類似業務との棲み分けが課題であることもわかった。

その他、各方面から指定職職員の現状と推移について見てきたが、担う職務・業務が複雑かつ高度化してきており、それに見合う給与を支払うべきことは当然である一方、高額な給与が支給される職であるからこそ、ルールに則った運用がなされているかが明らかにされなければならない。

指定職制度の実態がなかなか国民の目には届いていないことも事実である。人事院から定年を 65 歳に引き上げる意見の申出が出される⁴³など公務員を巡る環境が大きく変化しつつある中で、発足から半世紀を超えた指定職制度が今後どう変わっていくのか、どう変わるべきなのか、引き続き動向を注視していきたい。

(ほし まさひこ)

⁴¹ 指定職俸給表の適用を受ける「内閣審議官」又は「内閣衛星情報センター部長」である職員の数が当該職名について掲げられている数に満たない場合は、その数に満たない数と同数の級別定数が当該職名で行政職俸給表(一)の 10 級に設定するものとされており(前掲注 39 の「申出」52 頁、備考(3))、定員 3 の「内閣衛星情報センター部長」のうち何名かが指定職ではなく行政職俸給表(一)10 級で発令されていた可能性があるが、その詳細は不明である。

⁴² 人事院総裁から内閣総理大臣宛「指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の定め並びに職務の級の定数の設定及び改定に関する意見の申出」(平成 31 年 3 月 28 日)

⁴³ 人事院「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」(平成 30 (2018) 年 8 月 10 日)